

岩洞第一発電所ほか9か所の電力供給契約に係る  
公募型プロポーザルの応募に関する質問回答について

| No. | 資料名称                 | 該当頁                       | 質問内容                                                                                                                                                                                                                               | 回答内容                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|----------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 資料1<br>プロポーザル実施要領    | P. 6<br>7 (3)             | 契約候補者の決定にて、審査の結果を企業局のホームページに掲載することとしているが、掲載される情報は、契約候補者名および点数であり、契約単価などの提案内容は公表されない認識でよいのか。                                                                                                                                        | お見込みのとおりです。なお、公表内容は次のとおりとなります。<br>・プロポーザル実施要領等（審査基準含む公表済みの資料）<br>・審査委員会の構成（人数等）<br>・参加者数<br>・参加者ごとの総得点<br>※参加者名は契約候補者のみ記載し、それ以外の者は記号で表示<br>・審査結果                                                                                               |
| 2   | 資料2別紙2<br>電力供給契約書（案） | P. 4<br>第12条              | 第12条では「容量市場から受け取る容量確保金額については、この契約による収入との精算を行わない」との記載とされているが、技術提案書の契約単価については、企業局さまが将来容量市場から受け取る容量確保金額をあらかじめ控除した内容で単価を算定し提示することを前提とした条項との理解でよいのか、ご教示いただきたい。<br>可能であれば、想定されている容量確保金額、もしくは容量市場に約定した容量をご教示いただきたい。                       | お見込みのとおりです。<br>参加申し込み後、参加資格が認められた者に対し、企業局が想定している容量確保契約金額を開示します。<br>なお、岩手県企業局が最低単価や予定単価を設定する際に、容量市場から受け取る容量確保契約金額をあらかじめ控除した内容で単価を算定しております。                                                                                                      |
| 3   | 資料3<br>技術提案書等作成要領    | P. 1<br>1 (2) イ           | 共同提案グループにあっては、会社概要欄に構成員ごとに受電する電力の割合を記載することとされているが、いったん代表者が受電したうえで、非代表者に受け渡すスキームを予定している場合、企業局からの受電割合は10:0としてよいのか。<br>不可の場合は、提案時点での計画値でよいのか、実受給において上振れ・下振れは許容されるかご教示いただきたい。<br>合わせて、予定受電割合について、候補者選定や実受給等の断面で、どのように活用されるのかご教示いただきたい。 | 電力供給契約の契約者の一員となる以上、受電割合が0とはならないものと考えていますので、予定電力量を基に受電割合を記載してください。受電割合は提案時点での計画値とし、実需給での上振れ及び下振れは許容します。<br>予定受電割合については、候補者選定時において、プロポーザル審査での経営の確実性を評価する際に参考とさせていただきます。<br>なお、実需給時においては、計画値に上振れ及び下振れがあった場合でも、契約対象の発電電力の全量が岩手県内に供給されていれば問題はありません。 |
| 4   | 資料3<br>技術提案書等作成要領    | P. 2<br>1 (2) ウ<br>②③⑤⑥⑨⑩ | ②県の施策推進に寄与する取組、③企業局のPR、⑤資金力、⑥経営計画の策定、⑨CSR等の取組、⑩脱炭素社会の実現に資する取組<br>上記に関して、グループ大として実施する取組や、親会社・子会社の関係を踏まえて記載する事項については、代表者がまとめて提案書に記載することによりよいのか。                                                                                      | ②、③については、共同提案グループの代表者のみが記載するものとしています（資料3 技術提案書等作成要領P.7下の注釈を参照）。<br>それ以外の項目については、共同提案グループの構成員同士の資本関係にかかわらず、構成員ごとに記載し提出してください。<br>なお、共同提案グループの構成員同士の資本関係によっては、記載内容が同一となることはあり得るものと考えます。                                                          |
| 5   | 資料3<br>技術提案書等作成要領    | P. 3<br>1 (2) エ           | 財務諸表について、共同提案グループ員同士が連結決算としている場合は、連結として提出することによりよいのか。                                                                                                                                                                              | 共同提案グループの構成員同士が、親会社と子会社の関係にあり、連結決算としている場合にあっては、「技術提案に関する添付資料2」の表紙に連結対象の子会社である構成員の名称を付記した上で、連結として1通を提出すればよいものとします。                                                                                                                              |
| 6   | 資料4<br>プロポーザル審査要領    | 別紙<br>P. 3<br>2 評価点       | 「A」について、「最高単価」と読み替えるべきかと考えるが、相違ないか。                                                                                                                                                                                                | お見込みのとおりです。<br>資料4 プロポーザル審査要領別紙2(1)における「A」の表記については、「最高単価」と読み替えるようお願いいたします。                                                                                                                                                                     |

早池峰発電所の電力供給契約に係る  
公募型プロポーザルの応募に関する質問回答について

| No. | 資料名称                 | 該当頁           | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                             | 回答内容                                                                                                                                           |
|-----|----------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 資料2別紙2<br>電力供給契約書（案） | P.1<br>第3条第1項 | 「甲から受電した電力を岩手県内に全量供給するものとする」という条件について、乙による直接供給のみならず、岩手県内の他事業者を取次店とした県内への供給も認められるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                 | 電力供給契約の締結者が、契約対象の発電電力の全量を、岩手県内に供給することを求めますので、本プロポーザルの趣旨をご理解いただき、ご質問いただいた場合においては、複数の構成員による共同提案グループとして応募いただくようお願いします。                            |
| 2   | 資料2別紙2<br>電力供給契約書（案） | P.3<br>第11条   | 発電側課金は実質的に乙が負担する内容となっておりますので、過去の課金実績をお示し頂けますでしょうか。<br>また、技術提案書の契約単価は、発電側課金は加味しない金額で提案するという理解で良いでしょうか。                                                                                                                                            | 参加申し込み後、参加資格が認められた者に対し、発電側課金の実績を開示します。<br>なお、技術提案書の契約単価については、岩手県企業局が最低単価や予定単価を設定する際に、発電側課金における発電事業者の負担額をあらかじめ控除した内容で単価を算定しております。               |
| 3   | 資料2別紙2<br>電力供給契約書（案） | P.4<br>第12条   | 岩手県企業局が最低単価や予定単価を設定する際に、容量市場から受け取る容量確保契約金額は加味されていますでしょうか。                                                                                                                                                                                        | お見込みのとおりです。<br>岩手県企業局が最低単価や予定単価を設定する際に、容量市場から受け取る容量確保契約金額をあらかじめ控除した内容で単価を算定しております。                                                             |
| 4   | 資料3<br>技術提案書等作成要領    | P.4<br>1（2）オ  | 〔詳細資料3〕資金不足を起こすおそれがないことを説明した詳細資料として、具体的にどのようなものを想定されているでしょうか。                                                                                                                                                                                    | 資料4 プロポーザル審査要領別紙のとおり、資金力につきましては、<br>・当座資産は十分にあるか<br>・契約期間内に資金不足を起こすおそれはないか<br>・支払い能力は十分にあるか<br>といった観点にて評価を行いますので、証明できる資料の提出をお願いします。            |
| 5   | 資料3<br>技術提案書等作成要領    | P.2<br>参考3    | いわて復興パワーの募集要項を拝見すると「東北電力は、岩手県内の企業等を対象とした低廉な電力の供給を行なうとともに、企業局は、県の一般会計への繰出しを通じて、震災復興・ふるさと振興関連施策を財政的に支援し、これを一体的に進めることにより、地域の発展等に貢献する「いわて復興パワー」に取り組んでおり」とありますが、電力量料金の6%割引はあくまで小売電気事業者の負担で行われているという理解で良いでしょうか。県の施策推進に寄与する取組の提案を考えるにあたり参考にしたい、ご教示ください。 | お見込みのとおりです。                                                                                                                                    |
| 6   | 資料4<br>プロポーザル実施要領    | P.1<br>2（2）   | 「予定単価については、本プロポーザルへの参加資格が認められた者にのみ開示する。」とあり、前回は非公表でしたが、今回開示となった経緯や考え方について、ご説明頂ける範囲でご教示ください。                                                                                                                                                      | 過去のプロポーザルの状況を踏まえて判断しました。                                                                                                                       |
| 7   | 資料4<br>プロポーザル審査要領    | P.1<br>3（4）   | 応募者がいなかった場合、または審査の結果、契約候補者が選定されなかった場合の対応方針（再公募の実施有無等）についてご教示ください。                                                                                                                                                                                | 本プロポーザルと別に実施している「岩洞第一発電所ほか9か所の電力供給契約」のプロポーザルに、早池峰発電所を追加します。<br>詳細は、「岩洞第一発電所ほか9か所の電力供給契約の候補者選定に係る公募型プロポーザル」における、「資料2 仕様書等1(3)対象発電所の追加」をご参照ください。 |

滝発電所の電力供給契約に係る  
公募型プロポーザルの応募に関する質問回答について

| No. | 資料名称 | 該当頁 | 質問内容         | 回答内容 |
|-----|------|-----|--------------|------|
|     |      |     |              |      |
|     |      |     | 質問はありませんでした。 |      |
|     |      |     |              |      |